

太子町居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領

居宅介護福祉用具購入費等の支給に関する取扱要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の支給申請等に係る取扱いを定める。

(支給内容)

第2条 居宅介護福祉用具購入費等に係る支給限度基準額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第34号）の規定により要介護状態区分にかかわらず、10万円とする。

2 居宅介護福祉用具購入費等の支給は、償還払いとする。但し、償還払いによる受給が困難であると認められる場合は、受領委任払いとすることができる。

(支給対象者)

第3条 居宅介護福祉用具購入費等の支給対象者は、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「居宅介護被保険者等」という。）とする。但し、前条第2項に規定する受領委任払いを利用することができる対象者は、次の各号のすべてに該当する居宅介護被保険者等とする。

- (1) 介護保険料に未納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 事業者が受領委任払いの支払いに同意していること。
- (3) 給付の事由が第三者の行為によらないこと。
- (4) 居宅介護福祉用具購入費等に係る一時的な資金の調達が困難なこと。

(支給限度額管理期間)

第4条 第2条の支給限度額管理期間は、当該特定福祉用具を購入した日の属する年度の年度末日までとする。

(支給の申請)

第5条 居宅介護福祉用具購入費等の支給を受けようとする者は、当該特定福祉用具を購入した日から原則として30日以内（やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。）に太子町介護保険条例施行規則（平成12年規則第1号）第20条に規定する介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第16号）に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 特定福祉用具の購入に係る領収証及びその明細書
- (2) 特定福祉用具のパフレット等（機能等が明記してあるもの）
- (3) 居宅（介護予防）サービス計画書
（特定福祉用具販売が必要な理由を記載したもの。但し、居宅（介護予防）サービス計画が作成されていない場合は、特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類。）
- (4) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い届出書（様式第1号）（受領委任払いの場合）

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間所要の調整をした上で、新様式により作成した用紙として使用することができる。